

五戸町多目的グラウンド設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、五戸町多目的グラウンド設置条例（令和8年五戸町条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 管理者 条例第3条に規定する指定管理者をいう。ただし、条例第17条第1項の規定により教育委員会がグラウンドの管理に係る業務の全部又は一部を行う場合にあっては、教育委員会をいう。

(2) 使用料金等 条例第8条第1項に規定する使用料金、条例第17条第3項に規定する使用料及び設備、器具等の使用に係る料金をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(供用時間及び休場日)

第3条 グラウンドの供用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 グラウンドの休場日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

3 管理者は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、供用時間を変更し、又は休場日を変更し、若しくは臨時に休場することができる。

4 指定管理者が前項の規定により変更等をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用許可の申請)

第4条 条例第5条第1項の規定によりグラウンドの使用の許可を受けようとする者は、五戸町多目的グラウンド使用許可申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請は、使用開始期日の3か月前から7日前までに行わなければならない。ただし、管理者が相当な理由があり、かつ、グラウンドの管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付)

第5条 管理者は、前条の申請によりグラウンドの使用を許可したときは、五戸町多目的グラウンド使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

- 2 使用者は、グラウンドの使用の際、使用許可書を携帯し、管理者の係員から要求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用の変更及び中止)

第6条 使用者が使用許可の内容を変更しようとするときは、五戸町多目的グラウンド使用変更申請書(様式第3号)を管理者に提出しなければならない。

- 2 使用者が使用を中止しようとするときは、五戸町多目的グラウンド使用中止届(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

- 3 管理者は、第1項の申請を承認したときは、五戸町多目的グラウンド使用変更承認書(様式第5号)を当該申請者に交付する。

- 4 変更により使用料金等に差額が生じたときは、追徴し、又は還付する。

(使用料金等の納付)

第7条 使用料金等は、第6条第1項の規定により使用許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、照明設備に係る料金その他使用後に額が確定する料金については、当該使用終了のときまでに納付することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、当該使用終了後、管理者の定める期限までに使用料金等を納付することができるものとする。

(1) 国又は地方公共団体が使用する場合

(2) その他管理者がやむを得ない理由があると認めるとき。

(還付及び減免)

第8条 教育委員会は、条例の規定による使用料金等の還付並びに減額又は免除の基準を別に定めるものとする。

- 2 条例第9条の規定により使用料金等の還付を受けようとする者又は条例第10条の規定により使用料金等の減額若しくは免除を受けようとする者は、五戸町多目的グラウンド使用料金等還付・減免申請書(様式第6号)を管理者に提出しなければならない。

- 3 管理者は、前項の申請があったときは、第1項の基準によりその可否を決定し、その旨を五戸町多目的グラウンド使用料金等還付・減免決定通知書(様式第7号)により当該申請者に通知する。

- 4 指定管理者が前項の決定を行う場合において、教育委員会が指定するものについては、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(特別設備の設置等の許可)

第9条 条例第12条の規定により特別設備の設置又は特殊物品の搬入の許可を受けよ

うとする者は、五戸町多目的グラウンド特別設備設置等許可（申請）書（様式第8号）に設備図面その他必要な書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請を許可したときは、当該申請書に許可事項を記載して申請者に交付する。
- 3 管理者は、施設保全又は安全管理上必要があると認めるときは、前項の許可に必要な条件を付することができる。

（禁止行為）

第10条 グラウンドにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） グラウンド又はその附属設備を損傷し、又は滅失すること。
- （2） 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携帯すること。
- （3） 許可なくして物品の販売、宣伝、寄附の募集その他営利行為をすること。
- （4） 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- （5） グラウンドの施設内において喫煙し、その他火気を使用すること。
- （6） 金属製スパイク、ハイヒールその他人工芝を損傷するおそれのある履物を使用すること。
- （7） 管理者が特に認める場合を除き、自動車、原動機付自転車、自転車その他の車両を人工芝面に乗り入れること。
- （8） 杭、ペグ、アンカーその他これらに類するものを人工芝面又は下地に打ち込むこと。
- （9） 器具、備品その他の物品を人工芝面上で引きずること。
- （10） 前各号に掲げるもののほか、グラウンドの管理に支障がある行為をすること。

（立入り）

第11条 使用者その他グラウンドに入場する者は、管理者の係員がグラウンドの管理のため必要な場所に立ち入る場合には、これを拒むことができない。

（使用後の整理等）

第12条 使用者は、グラウンドの使用を終えたときは、直ちに使用場所を整理し、搬入した物件を撤去し、備品を所定の場所に返納しなければならない。

- 2 使用者は、使用後に管理者の点検を受けなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（損傷等の届出）

第13条 使用者は、グラウンド又はこれに附属する設備、器具若しくは備品を損傷し、若しくは滅失したとき、又は事故その他異常が生じたときは、直ちに管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

2 管理者は、前項の場合において必要があると認めるときは、使用者に対し、事故報告書、写真その他必要な書類の提出を求めることができる。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

五戸町多目的グラウンド使用許可申請書

※太線内を記入してください。

(宛先) 管理者様		年 月 日	
住 所			
団体名			
申請者 氏 名			
T E L			
担当者			
使用日時		年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで	
使用目的		☐ 営利目的 ☐ 非営利目的	
入 場 料 有 ・ 無		競技（催物）関係予定者 人	
料 金 前 納 ・ 後 納		観覧予定者 人	
後納理由		備 考 （特別施設の有無、その他）	
使用施設名	使 用 料	許 可 条 件	
☐ サッカーコート全面	円		
☐ サッカーコート半面	円		
☐ フットサルコート	円		
☐ 催物（全コート）	円		
☐ 照明料 ☐ サッカーコート全面 ☐ サッカーコート半面 ☐ フットサルコート	円		
☐	円		
合 計	円		
受 付 年 月 日		許 可 第 号 年 月 日	

※ 料金は、使用許可書の交付を受ける際に納付してください。
※ 使用の変更又は中止等がありましたら、速やかに所定の手続きをおとりください。

五戸町多目的グラウンド使用許可書

住 所		
団体名		
申請者	氏 名	
	T E L	
	担当者	
使用日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで	
使用目的	☐ 営利目的 ☐ 非営利目的	
入 場 料 有 ・ 無	競技（催物）関係予定者 人	
料 金 前 納 ・ 後 納	観覧予定者 人	
後納理由	備 考 （特別施設の有無、その他）	
使用施設名	使 用 料	許 可 条 件
☐ サッカーコート全面	円	1. 施設、設備及び器具等を損傷しないよう 使用してください。 2. 使用後は、整備清掃してください。 3. 使用の変更又は中止等がありましたら、 速やかに所定の手続をおとりください。
☐ サッカーコート半面	円	
☐ フットサルコート	円	
☐ 催物（全コート）	円	
☐ 照明料 ☐ サッカーコート全面 ☐ サッカーコート半面 ☐ フットサルコート	円	
☐	円	
合 計	円	
上記のとおり許可します。 許 可 第 号 年 月 日		
管理者 印		

五戸町多目的グラウンド使用変更申請書

※太線内を記入してください。

		年	月	日
(宛先) 管理者		様		
		住 所		
		団体名		
申請者		氏 名		
		T E L		
		担当者		
既に受けている使用許可				
年 月 日 第 号				
理由				
内 容	変更前			
	変更後			
添付書類 五戸町多目的グラウンド使用許可申請書				
備考				
受 付		承 認		
年 月 日		年 月 日		

五戸町多目的グラウンド使用中止届

※太線内を記入してください。

		年	月	日
(宛先) 管理者		様		
		住 所		
		団体名		
届出者		氏 名		
		T E L		
		担当者		
既に受けている使用許可				
年 月 日 第 号				
使用予定日				
年 月 日 時 分 から				
年 月 日 時 分 まで				
理由				
添付書類				
五戸町多目的グラウンド使用許可申請書				
受 付		使用料金等		
年 月 日		☐ 還 付		
		☐ 不 還 付		

五戸町多目的グラウンド使用変更承認書

		年	月	日
		住 所		
		団体名		
申請者		氏 名		
		T E L		
		担当者		
既に受けている使用許可				
年 月 日 第 号				
理由				
内 容	変更前			
	変更後			
添付書類 五戸町多目的グラウンド使用許可申請書				
備考				
上記のとおり承認します。				
年 月 日				
管理者 印				

五戸町多目的グラウンド使用料金等還付・減免申請書

※太線内を記入してください。

		年	月	日
(宛先) 管理者		様		
		住 所		
		団体名		
申請者		氏 名		
		T E L		
		担当者		
理由				
申請区分				
☐ 還付 ・ ☐ 減免				
申請額				
円				
添付書類				
五戸町多目的グラウンド使用許可書等、使用料金等領収書（※既納の場合のみ）				
決定額				
円				
受 付			決 定	
年 月 日			年 月 日	

五戸町多目的グラウンド使用料金等還付・減免決定通知書

年 月 日	
申請者	住 所 団体名 氏 名 T E L 担当者
理由	
決定区分	
☐ 還付 ・ ☐ 減免	
決定額	
円	
上記のとおり決定します。	
年 月 日	
管理者 印	

五戸町多目的グラウンド特別設備設置等許可（申請）書

※太線内を記入してください。

		年		月		日	
(宛先) 管理者		様		住 所			
				団体名			
		申請者		氏 名			
				TEL			
				担当者			
既に受けている使用許可							
		年		月		日	
				第		号	
特別設備の概要（名称、規模、数量等）							
設置理由（目的）							
期 間							
		年		月		日	
		時		分		から	
		年		月		日	
		時		分		まで	
添付書類							
1		設備図面					
2							
条 件							
上記のとおり許可します。							
		許 可 第		号		年	
						月	
						日	
		管理者				印	